

都道府県公害審査会の動き (令和3年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
東京都 令和3年(調)第9号事件	鉄道走行による騒音・振動低減請求事件	R3.12.9
神奈川県 令和3年(調)第4号事件	集合住宅建築工事の騒音防止請求事件	R3.10.29
三重県 令和3年(調)第1号事件	鉄スクラップ工場からの騒音被害防止請求事件	R3.10.19
京都府 令和3年(調)第1号事件	寺院からの騒音防止請求事件	R3.11.11
大阪府 令和3年(調)第4号事件	工場騒音振動被害事件	R3.11.1
兵庫県 令和3年(調)第2号事件	解体工事にかかる騒音等防止対策請求事件	R3.11.4

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
栃木県 令和3年(調) 第1号事件 [鉄スクラップ等 解体・輸出業者 からの騒音・振 動・悪臭被害防 止等請求事件]	栃木県 住民5人	鉄スクラ ップ等解 体・輸出 業者	令和3年6月21日受付 日曜祝日関係なく、早い時で 早朝5時半頃から、トレーラ ーやコンテナ車などの大型車 両が、自宅前の町道を通過 し、それらが通過する度に、 自宅が地震でも来たかのように揺らされる。作業時間はその日によって違うが、早朝7時過ぎから18時以降までやっているときがある。大型重機でスクラップの積卸しをしている為、ガシャン、ドカンと金属音・重機音による騒音・振動が激しい。騒音は70～80dB以上は当たり前のように出ている。測りきれないこともあり。又、振動によって自宅が壊されそう。手作業であっても、金属音が自宅内まで響く。しゃべり声まで聞こえる。自宅に居ながら、精神的に休まる時間がない。長女は、仕事上夜勤業務があるが、夜勤の日は日中2階の寝室では寝られず、次の日仕事から帰宅しても寝室では寝られず、1階のリビングで寝ていた。現在、孫が生まれ一緒に生活しているが、夜以外2階の部屋での生活が成り立たない。被申請人が、隣で作業するようになってから、油系の悪臭が年中漂う。上記による振動・騒音・悪臭により、頭痛や胃痛、精神的苦痛により家族に体調不良者が出ている。病院に通うものも出ている。医師の診断書あり。自家用車には、大量の鉄粉付着により損害が出ている。自宅西側1階・2階の窓にも鉄粉が付着している。(実証実験済)又、近隣事業所の太陽光パネルも確認したところ、鉄粉が付着していた。太陽光パネルの担当者の方、鉄粉付着確認済。被申請人が作業することにより、鉄粉が飛散していることが言える。よって、(1) 現在も、騒音・振動・悪臭が改善されないま	令和3年12月2日 調停打切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ま続いている為、撤退してもらいたい。(2)人的損害賠償として、申請人1人につき1,000万円を請求する。(3)自家用車への鉄粉付着による損害賠償907,500円を請求する。	
東京都 令和元年(調) 第1号事件 [鉄道騒音防止請求事件]	東京都 住民8人	鉄道会社	令和元年5月8日受付 申請人は、(1)騒音のため、会話ができない時がある、いらだち、不安感、睡眠不足などの影響を受けている、(2)申請人ら所有建物は賃貸マンションとして賃貸しているが、住居専用地域に建てられた建物にもかかわらず、被申請人側の騒音がひどく、申請人自身で防音対策を行っても賃借人から騒音被害の訴えが止まない、(3)賃借人募集にあたり、成約・賃料について不利に働いている。よって、(1)被申請人は、申請人らの居住周辺地域につき回折音に対しても効果のある防音壁を設置するなどして、騒音・振動を低減すること、(2)被申請人は、防音壁を設置しない場合、または防音壁を設置しても騒音の最大値が75dBを下回らない場合、A駅から申請人宅前までと申請人宅から南側300mの区間について、走行速度を時速30km以下とすること。	令和3年11月2日 調停打切り 調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
東京都 令和3年(調) 第1号事件 [公園からの騒音防止請求事件]	東京都 住民1人	市 (代表者 市長)	令和3年2月25日受付 令和2年3月頃(新型コロナウイルス感染症の発現以来)より、A公園利用者数の急増及び利用状況の変化により発生した騒音について、被申請人へ対策を依頼したにも関わらず根本的解消につながる対策がなされず、在宅勤務への支障、日常生活における精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、A公園において、都民の健康と安全を	令和3年11月29日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			確保する環境に関する条例第136条別表第13日常生活等に適用する規制基準以上の騒音が発生しないよう、①騒音計の設置、②公園内での小学生以上の球技の禁止、③公園を利用する親子に対し騒音軽減につながる啓発などの対策を実施すること。(2)市民のワークショップを経て作成されたA公園基本プランに沿った公園の運営・整備を実施すること。	
大阪府 令和2年(調) 第6号事件 [水産物加工工場 騒音等被害防止 請求事件]	大阪府 住民1人	水産物加工会社	令和2年9月3日受付 平成31年4月頃より、申請人は被申請人工場の室外機の騒音により眠れない状態が続くようになった。このため、被申請人や市に苦情を申し立てたが改善されず、令和2年4月に工場に新たに大きな機器が取り付けられてからは、より一層騒音が大きくなり不整脈が生じるなど事態は深刻化している。本件騒音問題の解決とこれまでの苦痛等の損害の回復を求め、申請に及んだものである。よって、(1)被申請人は低周波音を発生させないよう、防音壁の設置、機械の移動、機械の入替等相当な対策を講じなければならない。(2)上記措置を取らない場合は、半年の猶予期間後、加工場を移転しなければならない。(3)被申請人は、申請人に対し、金130万2330円を支払うことを求める。	令和3年12月20日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和3年(調) 第3号事件 [工場悪臭被害防止 請求事件]	金型製造会社	金属印刷加工会社	令和3年4月27日受付 平成28年頃から申請人の工場内に悪臭が入り込むようになり、令和2年5月頃から次第に臭気が強くなったため、申請人が悪臭の発生源を調査し	令和3年10月20日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等 手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			たところ、被申請人の工場から臭気が来ていることが明らかになった。このため、被申請人に対し対策を求める申入れを数回行ったが、改善が見られなかったため市に苦情を申し出たところ、市の調査で臭気指数が基準値を上回っていることが確認され、行政指導が行われた。しかし、その後も被申請人工場からの悪臭の発生が収まっていないため、被申請人に対策を求めるべく本調停に及んだものである。よって、(1)被申請人は、悪臭について、A市悪臭公害防止指導要綱を満たすよう脱臭装置を設置するなどの必要な対策を講じなければならない。(2)被申請人は、ホルムアルデヒドの排出について、申請人との敷地境界において、その濃度を0.1ppm以下になるよう必要な対策を講じなければならない。	方が受諾し、本件は終結した。
福岡県 令和3年(調) 第1号事件 [ガス衣類乾燥機からの騒音等被害防止請求事件]	福岡県 住民1人	福岡県 住民1人	令和3年2月24日受付 ガス衣類乾燥機により排出される音と臭いが、昼間に菜園で作業するとき不快であり、夜中にその排出音で目が覚めて安眠できない。また、夜中に家庭用省エネ給湯器が発生する低周波音で目が覚めて安眠できない。よって、被申請人は、(1)被申請人宅のガス衣類乾燥機により申請人の敷地に向かって排出される「音と臭い」の軽減(2)被申請人宅の家庭用省エネ給湯器が発生する低周波音の軽減を行うこと。	令和3年11月16日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
大分県 令和2年(調) 第1号事件	大分県 住民1人	バイオマス発電会社	令和2年11月6日受付 申請者は32年ほど前から自動車の板金・塗装業を営んで	令和3年10月13日 調停成立 調停委員会は、5回の調停期日の開催等

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[発電施設からの粉じん被害防止請求事件]			いるが、被申請人の発電施設へ搬入される木質チップから木くず等が飛散し、塗装したばかりの自動車の表面に付着することにより、事業に支障を来しているため。また、木くず等を吸い込むことによる健康被害をもたらす可能性があるため。よって、(1) 非金銭的請求：被申請人が木くず等の飛散防止の抜本的対策をとること。(2) 金銭的請求：損害賠償 143 万4,375 円、慰謝料 相当額、弁護士費用 10 万円、将来の保障 478 万1,250 円(3) 上記2(1)（非金銭的請求）がかなわず申請人がやむを得ず立ち退くこととなった場合：立退料相当額を要求する。	手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和3年10月1日から令和3年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第108号 令和4年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel：03-3581-9601（内線2315）
03-3503-8591（直通）
Fax：03-3581-9488
E-mail：kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。